

1 相続人関係		取得場所
<input checked="" type="checkbox"/>	被相続人の戸籍謄本と改正原戸籍 <ul style="list-style-type: none"> 市役所にて相続税申告に使用するとお伝えください 戸籍謄本は、被相続人の出生から死亡までのものが必要 	市役所
<input checked="" type="checkbox"/>	被相続人の住民票の除票もしくは戸籍の附票 <ul style="list-style-type: none"> 現住所がわかり、本籍地を省略していないものが必要 	市役所
<input checked="" type="checkbox"/>	相続人全員の戸籍謄本 <ul style="list-style-type: none"> 相続人であることを証明するための書類 	市役所
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 相続人全員のマイナンバーカード（両面） <ul style="list-style-type: none"> マイナンバー記載の住所が最新でない場合は最新のものが必要 マイナンバーカードがない場合は 【マイナンバー記載の住民票】 + 【運転免許などの確認書類】 	ご自宅 市役所 ご自宅
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 戸籍の附票（すべての住所が記載されているもの） <ul style="list-style-type: none"> 現住所がわからない場合など必要となる場合があります 小規模宅地の特例を受けるなど必要となる場合があります 	市役所
<p>※「法定相続情報一覧登録図」 (法定相続一覧登録図があれば■の書類は不要)</p>		

2 遺産分割		取得場所
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 遺言書（写し） <ul style="list-style-type: none"> 公証役場や自宅 	公証役場
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 遺産分割協議書 <ul style="list-style-type: none"> 既に作成されたものがあれば必要 相続税申告書と一緒に当事務所が作成予定（申告がある場合無料） 	市役所
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 相続人全員の印鑑登録証明書（遺産分割協議を行った場合のみ） <u>（原本）・相続税申告時より3か月以内の発行のものが必要なため</u> <u>申告時期が確定してからお願いすることになります</u>	市役所

①戸籍謄本の取り寄せについて

亡くなられた方の出生から死亡までの戸籍謄本を取得するときは、はじめに亡くなられた方の本籍地で戸籍謄本を取得します
そして、そこに記載されている情報をもとに、ひとつ前の戸籍謄本を取得します
戸籍謄本は本籍地で取得するため、ひとつ前の本籍地が他の地名の場合は記載されている地名の市町村役場から取り寄せることになります
この方法で出生までさかのぼって戸籍謄本を取得していきます
本籍地が転々としている場合は郵送を利用して取り寄せるといいでしょう
なお、戸籍謄本を請求できる人は、戸籍に記載されている人もしくはその配偶者や直系親族、代理人とされており、代理人が行う場合は委任状が必要となります
また、相続人の戸籍謄本は、相続税法により「相続の開始日(被相続人がなくなった日)から10日を経過した日以降に作成されたもの」とされているので、発行日に注意してください
(被相続人の死亡日記載があれば10日以内のものでも可)

②印鑑登録証明書の取り寄せについて

相続の手続きの際には、印鑑登録証明書を3通ほど用意しておくといでしょう

- ①遺産分割協議書に添付する分、
- ②相続財産に預貯金がある場合、金融機関の手続きで必要となる分、
- ③相続税の申告時に提出する分です

印鑑証明書を発行してもらう際には一度に3通取得すると思われませんが

発行する際には期限に注意が必要です

- ①遺産分割協議書に添付する印鑑登録証明書はいつ発行されたものでも構いません
- ②金融機関での名義変更手続きの際に必要とされる印鑑登録証明書は金融機関によって「発行後○カ月以内のもの」など期限が設けられている場合があります
- ③相続税の申告時に提出する分に関しては「発行後(3)カ月以内のもの」とされています
そのため相続時に提出する分に関しましては、納税額が確定してからの取得をお願いします

3 土地・建物	取得場所
<input type="checkbox"/> 名寄帳（固定資産課税台帳） <ul style="list-style-type: none"> ・不動産を所轄する市役所にて（遠地郵送可小為替支払） ・名古屋市は不動産を管轄する市税事務所にて ・相続人であることを証明する書類が必要な場合があります 	市役所 税務課
<input checked="" type="checkbox"/> 公図または地積測量図 <ul style="list-style-type: none"> ・不動産の所轄する法務局または市役所で閲覧コピー 	法務局 市役所
<input checked="" type="checkbox"/> 不動産登記簿謄本（全部事項証明書） <ul style="list-style-type: none"> ・これまでのすべての登記事項が記載されている必要があります ・共有名義の場合や相続開始の年に贈与があった場合などに必要 	法務局
<input type="checkbox"/> 住宅地図 <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットでダウンロード可（所在地の確認のため） 	図書館など
<input type="checkbox"/> 賃貸借契約書 <ul style="list-style-type: none"> ・手元に保管されている契約書 	ご自宅
<p>※当事務所の取得可能な土地家屋の■の書類は取得代行いたします （別途 実費精算となります）</p>	

4 現金・預金	取得場所
<input type="checkbox"/> 現金（手元にある現金＋金融機関の貸金庫） <ul style="list-style-type: none"> ・相続開始日以降引き出した預金やタンス預金もふくまれます 	ご自宅など
<input type="checkbox"/> 残高証明書（相続開始（死亡日）時点のもの） <ul style="list-style-type: none"> ・口座のある金融機関すべて 	金融機関
<input type="checkbox"/> 既経過利息計算書（相続開始（死亡日）時点のもの） <ul style="list-style-type: none"> ・定期預金がある場合に必要です 相続開始日時点での利息の計算をする必要があります 	金融機関
<input type="checkbox"/> 通帳の写しまたは預金取引履歴 <ul style="list-style-type: none"> ・相続税申告時より3～7年以内の取引が必要なため、通帳がお手元がない場合は、預金取引履歴の発行依頼をお願いすることになります 	金融機関

5	有価証券（相続開始（死亡日）時点のもの）	取得場所
	<input type="checkbox"/> 取引残高報告書 ・ 契約している証券会社の口座残高報告書が必要	証券会社
	<input type="checkbox"/> 配当金支払通知書 ・ ご自宅にない場合は契約している証券会社に依頼	ご自宅
	<input type="checkbox"/> 上場されたいない株式 ・ 契約している証券会社に依頼が必要 ・ 自社株等であれば直近3期の決算書が必要	証券会社

6	生命保険等	取得場所
	<input type="checkbox"/> 死亡保険金支払通知書 ・ 契約している保険会社に依頼が必要	保険会社
	<input type="checkbox"/> 生命保険証書 ・ 手元に保管されていない場合は保険会社に依頼	ご自宅
	<input type="checkbox"/> 解約返戻金がわかる書類 ・ 個人年金保険契約がある場合、残支給を相続人が受ける場合 ・ 建物更生共済などがある場合	保険会社
	<input type="checkbox"/> 退職金支払明細書 ・ 退職金が支払われた場合に必要	勤務会社

7	還付保険料・貸付・貴金属等	取得場所
	・ 介護保険料や後期高齢者医療保険料が還付された場合 ・ ゴルフ会員権・ゴールドなどあれば ※ 未払公的年金に関しては、相続人の一時所得となります	

8	債務	取得場所
<input type="checkbox"/>	借入残高証明書（住宅ローン等） ・金融機関と契約している場合のみ必要	金融機関
<input type="checkbox"/>	金銭消費貸借契約書 ・借金の契約がある場合必要	ご自宅
<input type="checkbox"/>	賃貸借契約に伴う預り金 ・退去時に返金する予定のものがあれば必要	ご自宅
<input type="checkbox"/>	未納租税公課 ・被相続人が支払うべき税金・介護保険料・後期高齢者医療保険料	ご自宅
<input type="checkbox"/>	未払金の領収書 ・医療費・公共料金など	ご自宅

9	生前贈与	取得場所
<input type="checkbox"/>	贈与契約書 ・過去に贈与があった場合	ご自宅
<input type="checkbox"/>	贈与税申告書（相続時精算課税制度選択届出書） ・ご自宅にない場合は所轄税務署へお問合せが必要 ・教育資金・住宅取得資金・結婚子育て贈与があれば必要	ご自宅

10	葬式費用	取得場所
<input type="checkbox"/>	通夜葬儀の際に支払った領収書 ・初七日・49日法要・香典返しは含まれません	葬儀会社
<input type="checkbox"/>	お布施領収書 ・お経・戒名・お車代が含まれます	ご自宅